

福祉バス運行事業における引継要領（首里・真和志コース）

（目的）

第 1 条 この要領は、入札等により福祉バス運行事業（首里・真和志コース）の受託業者が変更する場合の引継ぎ方法等について、必要な事項を定める。

（引継ぎの作業）

第 2 条 引継ぎは、巡回コースの確認及び試運転とする。

2 巡回コースの確認は、委託契約期間中の受託業者（以下「現受託者」という。）が運転する車両に、新たに受託する予定の事業者（以下「新受託者」という。）が同乗し、各コースを時刻表に準じて 1 日 4 回の 2 日かけて合計 8 回巡回して確認するものとする。

3 試運転は、新受託者が契約期間開始から最長 2 日以内運休して、実際の車両で試運転するものとする。

（引継ぎ日程）

第 3 条 引継ぎ日程は、下表のとおりとする。ただし、日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、現受託者の契約期間（以下「現契約期間」という。）の最後の 4 日間及び新受託者の契約期間（以下「新契約期間」という。）の最初の 2 日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。また、試運転の日を除き、現受託者と新受託者の双方で調整を行い、合意した場合は日程を変更しても差し支えない。

日 程	内 容
現契約期間の最後の 4 日間	巡回コースの確認（真和志コース 1 日 4 便×2 日間、 首里コース 1 日 4 便×2 日間）
新契約期間の最初の 2 日間以内	試運転（運休）

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

【参考】引継ぎ日程の例

日 程		内 容
現契約期間	3 月 27 日（木）	巡回コースの確認（真和志コース 4 便）
	3 月 28 日（金）	巡回コースの確認（首里コース 4 便）
	3 月 29 日（土）	巡回コースの確認（真和志コース 4 便）
	3 月 30 日（日）	※
	3 月 31 日（月）	巡回コースの確認（首里コース 4 便）
新契約期間	4 月 1 日（火）	試運転（運休）
	4 月 2 日（水）	試運転（運休）

※日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、現契約期間の最後の 4 日間及び新契約期間の最初の 2 日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。